令和６年度行政評価　施策評価票

主管部局・課　　市民部　危機管理課

政策目標４　安全、快適な基盤づくり/政策７　災害や危機への備えの強化

政策分野25　生活・安全

目指す姿
交通安全、防犯、市民相談体制などが充実し、適切かつ迅速な対応により、安全で安心に生活できるまち

施策		
施策番号	名称	関連するSDGs17のゴール
	施策の内容	
施策１	交通・防犯体制の充実	
	警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。	
施策２	市民相談・消費者保護の充実	
	市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。	

１　政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況

	指標名				単位	説明又は計算式
1	交通事故発生件数（年間）				件	交通安全白書（会津若松警察署発行） １月１日から12月31日までの１年間の件数
	年度	令和５年	令和６年	令和７年	最終目標	検証
	目標	335	325	315	305	会津若松市交通安全計画に基づき交通安全対策を推進することで目標を達成している。
	実績	131	131	－		
2	犯罪発生（刑法犯認知）件数				件	交通安全白書（会津若松警察署発行） １月１日から12月31日までの１年間の件数
	年度	令和５年	令和６年	令和７年	最終目標	検証
	目標	833	823	813	800	警察をはじめとする関係機関と連携を図り防犯活動を推進することで目標を達成している。
	実績	590	477	－		
3	消費者講座及び学習会参加者数				人	消費者講座及び学習会参加者数の延べ人数
	年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	最終目標	検証
	目標	500	500	500	500	成年年齢引下げにより、中学校や高校から依頼は増加しているが、高齢者等一般団体からの依頼が横ばいのため、周知の強化に努めていく。
	実績	378	511			

２　施策の評価

施策１	交通・防犯体制の充実
今年度の重点方針（方向性）	警察や学校などの関係機関や団体などとの連携により、市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や生活道路における交通安全の確保、地域における防犯意識の高揚に努めます。
取組状況	【１】交通安全対策の推進 ・令和３年度～令和７年度までの５年間に講ずべき交通安全対策全般にわたる総合的施策の大綱として「第11次会津若松市交通安全計画」を策定した。 ・交通関係団体等で組織される交通対策協議会が実施する交通安全啓発や交通安全教室等の活動を、負担金の交付等により支援した。 ・関係機関・団体等と連携し、交通事故現場や交通事故多発箇所の現場検証を行うとともに、町内会や学校等からの交通環境改善要望への対応に努めた。 ・小学校の通学路における朝の立しょう活動を通して、児童・生徒の安全確保と交通安全指導に努めた。 ・関係機関等と連携を図り、高齢運転者の事故防止の取り組みとして、「高齢者を交通事故から守る日」と定めた啓発活動、高校生を対象とした自転車マナーアップ街頭啓発を実施した。 【２】防犯対策の推進 ・関係機関・団体等と連携し、自転車盗難防止の啓発を実施した。 ・夜間の防犯対策として、町内会が設置・管理する防犯灯の設置費用や電気料に対し補助金交付による支援を行った。 ・町内会等からの要望を受け、町内会の区域外で防犯上危険な箇所に公設防犯灯を設置した。 （令和５年度　３灯新設） ・官民一体となった取り組みにより、本市から暴力団事務所は全て撤去され、現在も存在していない。 ・教育機関と連携し、小中学校における暴排教育の取組を推進している。 ・市民及び事業者の暴力団排除意識の高揚を図るため、平成４年度より毎年、暴力追放市民大会を開催している。（県民大会は４年毎に本市で開催される。）
課題認識と今後の方針・改善点	【１】交通安全対策の推進 ・交通安全計画の期間が、令和７年度までとなっているため、これまでの取組検証や関係機関等からの意見聴取などを踏まえ、次期交通安全計画の策定を進める。 ・交通事故の件数は年々減少しているが、高齢者が第一当事者となった交通事故の件数及び負傷者の割合は横ばいであり、子どもの被害者数も大幅な変動なく推移しており、横断歩道を横断中の事故も年間10件以上発生している。 ・交通対策協議会への負担金の交付等により、協議会が実施する交通安全啓発や交通安全教室等の活動を支援し、交通安全思想の普及徹底や意識の高揚を図っていく。 ・全体の交通事故件数における65歳以上の高齢者の割合は増加傾向にあり、高齢者が交通事故の加害者や被害者とならないよう、高齢者の集う地域サロンなどの機会を通して交通安全教室を開催する。 ・交通事故防止につながる安全運転支援装置を啓発・周知するとともに、当該装置の支援のあり方について検討する。 ・改正道路交通法により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化され１年が経過したが、ヘルメット着用率は低く、特に高校生の着用率が低いことから、高校生を対象とした街頭啓発や各高等学校と連携した啓発活動に取組む。 ・町内会等からの交通環境改善要望への対応や通学路合同点検等の実施により、危険箇所等の交通環境の実態を把握し、関係機関と連携して交通環境の改善に努める。 ・市駅前駐輪場等を適正に管理することにより、放置自転車や自転車盗難の防止に努める。 ・子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者に対する交通安全教室の充実に向け、研修会等の実施により交通教育専門員の資質向上を図る。 【２】防犯対策の推進 ・刑法犯認知件数は増加傾向にあり、そのうち、自転車盗などの窃盗犯が７割以上を占めていることから、関係機関・団体等と連携し、自転車利用者を対象とした街頭啓発の際に、チラシの配布や呼びかけによるツーロック啓発活動等の防犯対策を実施する。 ・町内会が維持管理する防犯灯のＬＥＤ化率は約70％であり、100％を目指し町内会に対して補助制度等の更なる周知を図る。 ・公設防犯灯の設置及び維持管理については、地区要望や地域の実情に配慮し、整備を推進していく。 ・児童・生徒があらゆる暴力行為の被害に遭わないよう、教育機関と連携し、暴排教育の取組を推進する。

施策２	市民相談・消費者保護の充実
今年度の重点方針（方向性）	市民が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないよう、被害事例などの情報提供や被害防止の啓発などに取り組みます。また、複雑多様化する各種相談について、関係団体等と連携し、適切かつ迅速に対応します。
取組状況	【１】消費者保護の推進 ・平成23年度に消費生活センターを設置し、消費生活相談員の専門的知識の習得に努めるなど、消費生活相談体制の整備及び強化を図ってきた。 ・消費生活講座や出前講座の実施、また市の広報手段やパンフレット等を活用した消費者トラブル防止の啓発を行い、消費の知識の習得・啓発事業の推進に努めた。 ・多重債務者対策庁内連絡会議やなりすまし詐欺防止相談窓口研修会を開催し、健康福祉部等や警察と情報交換、相談体制の再確認等を行い連携を強化している。 ・令和３年度に磐梯町・猪苗代町と消費生活相談の広域的対応として、本市消費生活センターにて相談業務を開始した。毎月、相談概要を報告し２町と連携を図っている。 ・人や社会・環境に配慮した「エシカル消費」講座を開催し、人権や気象変動などの課題解決に繋がる消費行動の啓発に努めている。 【２】市民相談体制の充実 ・無料法律相談や各種団体の協力による専門相談会を定期的に開催し、市民の不安解消に努めている。 【３】人権が侵害されることのない社会づくり ・女性相談員２名を配置して相談体制の充実・強化を図ることにより、離婚やＤＶ等の複雑な相談内容への早期支援に努めてきた。 ・不当な差別、偏見等の相談について、チラシ等による差別解消の啓発と人権相談窓口の周知を行ってきた。 ・また、犯罪被害者等支援窓口を活用し、県・警察等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行うため、令和５年４月から犯罪被害者等見舞金制度を導入するとともに、庁内における連携強化と情報共有のため、犯罪被害者等支援に係る関係課長会議を開催した。
課題認識と今後の方針・改善点	【１】消費者保護の推進 ・消費者を取り巻く状況は日々変化し、相談内容も複雑多様化していることから、消費生活相談員の専門知識の習得や交渉力の向上のため、各種研修へ積極的に参加し、対面や電話での相談体制の充実を図る。また、社会のデジタル化に対応した相談業務のＤＸ化の推進に向けて、国が示す令和８年度からの新システム導入に合わせた準備を進めていく。 ・消費者被害の未然防止を図るため、相談内容の最新事例や傾向を踏まえた出前講座や相談窓口、市公式SNS等を活用した速やかな情報提供に努めるとともに、「エシカル消費」行動の啓発により、安全で安心な消費活動につなげていく。 ・なりすまし詐欺対策として警察との情報共有、情報発信等の連携を強化してきたところであり、今後もより一層の連携強化を図りながら、詐欺被害の防止につなげていく。特に、消費者被害に遭いやすいひとり暮らしの高齢者に対して、高齢福祉課と連携しながら啓発を行う。また、増加傾向にある高齢者等の被害防止のため、消費者安全確保地域協議会を設置し、関係機関との情報交換や見守り活動を実施しながら、地域における見守り体制を強化していく。 ・成年年齢引き下げによる悪質商法の被害が懸念されることから、若年者に対しては、複雑・巧妙化しているインターネットでの契約等をきっかけとした被害を未然に防ぐため、教育機関と連携し、学校に対する出前講座や市の公式SNS等を活用した啓発を強化していく。 【２】市民相談体制の充実 ・相談内容が複雑多様化しており、特にSNSによるなりすまし詐欺やインターネット通販などの利用者からの相談は、年々増加傾向にあることから、市民の身近な相談窓口の拡充が求められており、相談窓口の必要性は高い。 ・また、定期的に開催している専門相談については、市民が専門家に相談できる身近な窓口であり、相談機会の充実に向けて、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有及び連携に努めていく。引き続き、市政だより等による情報発信を継続して、専門相談を広く周知するとともに、市民からの随時の問合せに応じた相談窓口について、個別に情報提供していく。 【３】人権が侵害されることのない社会づくり ・女性相談のニーズは高い傾向にあり、相談内容もＤＶや離婚、経済問題、住宅問題、職業問題等、多岐にわたり複雑化していることから、相談者のニーズに応じた支援ができるよう、相談員の研修参加等による資質向上を行うとともに、関係機関との連携強化を図る。 ・市政だよりへの記事掲載やＤＶ防止街頭啓発キャンペーン等を通して、相談窓口の周知活動を実施することにより、ＤＶ等の問題に対し、早期支援が図られるよう努めていく。 ・人権問題は、不当な差別や偏見等による人権侵害など、年々、複雑多様化しているため、「人権の花」運動等の啓発事業を継続実施するほか、市民参加型の事業を継続開催し、さらに理解促進に努めていく必要がある。人権相談は法務局が窓口となって無料相談会や電話相談を実施しており、関係団体や庁内関係部局等と連携し、市の広報やホームページを活用するとともにし、差別解消の啓発や人権相談窓口の周知に取り組んでいく。 ・犯罪被害者支援については、その周囲の方々や市民の理解や配慮が重要であり、市政だよりやSNS等による情報発信、警察との街頭啓発、県等が行う被害者を社会全体で支えるための取組と連携しながら、市民の意識醸成に努めていく。

３　関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
4－1	通学路安全推進事業	教育委員会　学校教育課
4－2	青少年健全育成事業	教育委員会　教育総務課あいづっこ育成推進室
30－2	市道舗装整備事業・道路維持修繕事業	道路課

４　施策の最終評価

・政策分野25「生活・安全」の推進にあたっては、「２　施策の評価」に従い取り組むこと。

・施策１「交通・防犯体制の充実」については、これまでの取組検証や関係機関等からの意見聴取などを踏まえ、次期「交通安全計画」の策定を進めていく。また、高齢者を対象とした安全運転支援装置の支援のあり方を検討するとともに、高校生への自転車利用時のヘルメット着用について啓発活動を行うなど、交通事故発生の防止に努めていく。
・施策２「市民相談・消費者保護の充実」については、高齢者等の被害防止に向け、消費者安全確保地域協議会を設置し、地域における見守り体制を強化するとともに、引き続き関係機関と連携しながら消費者保護や市民相談体制の充実、人権問題解消等に取り組んでいく。

５　事務事業一覧

番号	ロジックモデル	重点事業	人口減少対策※	SDGsターゲット	事務事業名	次年度方針	担当部・課
施策１　交通・防犯体制の充実							
1	◎		基本目標３	16.1	交通安全推進事業（安全運転支援装置設置補助金）	新規	市民部　危機管理課
2		◎	基本目標３	3.6	交通対策事業	継続	市民部　危機管理課
3			基本目標３	3.6	交通安全推進事業	継続	市民部　危機管理課
4				3.6	交通教育専門員事業	継続	市民部　危機管理課
5		◎	基本目標３	16.1	防犯灯設置等補助事業	継続	市民部　危機管理課
6				16.1	暴力追放事業	継続	市民部　危機管理課
施策２　市民相談・消費者保護の充実							
1		◎	基本目標２	12.8	消費者保護	継続	市民部　環境生活課
2		◎		12.8	市民相談（無料法律相談等）	継続	市民部　環境生活課
3		◎			女性福祉相談室相談業務	継続	健康福祉部　こども家庭課
4				16.1	人権啓発事業	継続	市民部　環境生活課
5				16.1	犯罪被害者等支援事業（遺族見舞金支給等）	継続	市民部　環境生活課

※人口減少対策に資する事業を「第３期　会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の４つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。
基本目標１　既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
基本目標２　地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
基本目標３　生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
基本目標４　結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策１　交通・防犯体制の充実

1	事業名	交通安全推進事業（安全運転支援装置設置補助金）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部　危機管理課		次年度方針	新規
	概要（目的と内容）	高齢運転者の交通事故防止対策として、自動車の安全運転支援装置の設置費用の一部を補助することで、アクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を減らし、高齢者の安全運転を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和６年度（予算）	令和７年度（見込み）
			事業費	0	500
			所要一般財源	0	500
			概算人件費	0	607
	これまでの取組状況（主な取組と成果）	－			
	事業の検証（課題認識/今後の方針・改善点）	－			
2	事業名	交通安全対策事業（会津若松市交通対策協議会）		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部　危機管理課		次年度方針	継続
	概要（目的と内容）	会津若松市交通対策協議会に負担金を交付し、協議会の活動を通して、市内における交通安全確保並びに、円滑かつ快適な交通環境を確立するため、市交通安全計画に基づき、関係機関及び団体等と連携した交通安全施策の実施に努める。	財務内容 単位(千円)	令和６年度（予算）	令和７年度（見込み）
			事業費	150	150
			所要一般財源	150	150
			概算人件費	2,350	2,350
	これまでの取組状況（主な取組と成果）	・交通対策協議会の事業として、市民大会、新入学児童・生徒及び保護者を対象とした啓発活動、偶数月の15日を「高齢者を交通事故から守る日」と定めた啓発活動、高校生を対象とした自転車マナーアップ街頭啓発を実施した。 ・交通対策協議会として、関係機関・団体等が実施する活動への参加や啓発品の提供などを通し、交通安全意識の向上に努めた。			
	事業の検証（課題認識/今後の方針・改善点）	・交通対策協議会への負担金の交付等により、協議会が実施する交通安全啓発や交通安全教室等の活動を支援し、交通安全思想の普及徹底や意識の高揚を図っていく。 ・高齢者が交通事故の加害者や被害者とならないよう、高齢者の集う地域サロンなどの機会を利用して交通安全教室を開催する。 ・高校生の自転車利用時のヘルメット着用率が低いことから、高校生を対象としたヘルメット着用の街頭啓発や、各高等学校と連携した啓発活動に取り組む。			
3	事業名	交通安全推進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部　危機管理課		次年度方針	継続
	概要（目的と内容）	交通安全を推進するため、会津若松地区交通安全協会、会津若松市交通安全母の会連合会の活動を支援するとともに、交通安全運動期間を中心に啓発活動を行い、交通安全意識の高揚と交通事故発生件数の減少を図る。	財務内容 単位(千円)	令和６年度（予算）	令和７年度（見込み）
			事業費	1,081	1,581
			所要一般財源	1,081	1,581
			概算人件費	1,819	1,819
	これまでの取組状況（主な取組と成果）	・本市の交通安全対策の共有する指針として、「第11次会津若松市交通安全計画」を令和３年度に策定した。 ・関係機関・団体等と連携し、町内会等からの交通環境改善要望への対応及び交通事故現場等の検証を行った。（令和５年度要望件数　町内会：５件、その他：28件） ・駐輪場の管理運営を行い、自転車利用者の利便性の向上に努める。（市内８箇所） ・福島県市民交通災害共済への加入促進業務や見舞金等の支払い業務を実施した。			
	事業の検証（課題認識/今後の方針・改善点）	・交通安全計画の期間が、令和７年度までとなっているため、これまでの取組検証や関係機関等からの意見聴取などを踏まえ、次期交通安全計画の策定を進める。 ・市内で年間130件を超える人身事故が発生しており、特に65歳以上高齢者の占める割合が増加傾向であるため、引き続き高齢者向け交通安全教室の開催や啓発活動を実施する。 ・駐輪場内における自転車の放置及び盗難が課題であることから、年２回の放置自転車の撤去及び定期的な場内の整理・清掃を実施するとともに、駐輪場の防犯灯の増設により、盗難抑止と利用者の利便性の向上を図る。			

4	事業名	交通教育専門員事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部　危機管理課		次年度方針	継続
	概要（目的と内容）	交通教育専門員を交通安全教室に講師として派遣し、交通安全思想の普及を図る。 また、市内の通学路において、朝の立しょう活動を通して、交通安全指導による交通事故防止対策に努める。	財務内容 単位(千円)	令和６年度 （予算）	令和７年度 （見込み）
			事業費	4,639	4,639
			所要一般財源	4,639	4,639
			概算人件費	4,119	4,119
	これまでの取組状況（主な取組と成果）	・高齢者関係団体、幼稚園、小学校、町内会等が開催する交通安全教室へ交通教育専門員を講師として派遣した（令和５年度実績　56回：受講者5,750人 前年比５回増、64人減）。また、小学校の通学路における朝の立しょう活動を通して、児童生徒の安全確保と交通安全指導に努めた。 ・関係機関等と連携を図り、高齢者の交通事故防止対策や自転車マナーアップ等の啓発活動を行った。			
	事業の検証（課題認識/今後の方針・改善点）	・交通教育専門員が高齢化し、今後の後継者不足が想定されることから、会津若松地区交通安全協会をはじめ関係機関等へ積極的に専門員確保の協力を依頼していく。 ・小学校の通学路における朝の立しょう活動については、専門員の実情を踏まえ、活動あり方を学校等と協議していく。 ・交通安全教室の充実に向け、研修会等の実施による専門員の資質向上を図る。			
5	事業名	防犯灯設置等事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部　危機管理課		次年度方針	継続
	概要（目的と内容）	町内会で設置する防犯灯について、設置工事費及び電気料金の一部を補助することにより、夜間における犯罪の発生防止と地域の安全を確保する。 また、町内会区域外の通学路等を対象に公設防犯灯を設置し、維持管理する。	財務内容 単位(千円)	令和６年度 （予算）	令和７年度 （見込み）
			事業費	23,602	22,750
			所要一般財源	23,602	22,750
			概算人件費	4,062	4,062
	これまでの取組状況（主な取組と成果）	・令和５年度の町内会への補助状況（設置補助：576灯(前年比-162灯）、電気料補助：11,688灯（前年比+57灯）） ・町内会が維持管理する防犯灯のＬＥＤ化率：約75%（令和６年３月末時点） ・町内会からの要望で設置した公設防犯灯件数（令和３年度：３灯、令和４年度：３灯、令和５年度：３灯） ・公設防犯灯(311灯)のＬＥＤ化率：100%			
	事業の検証（課題認識/今後の方針・改善点）	・町内会が維持管理する防犯灯のＬＥＤ化率は約70%であることから、100%を目指し、町内会に対し補助制度等の更なる周知を図る。 ・公設防犯灯の設置及び維持管理については、地区要望や地域の実情に配慮し、整備を推進していく。			
6	事業名	暴力追放事業		法定／自主	自主
	担当部・課	市民部　危機管理課		次年度方針	継続
	概要（目的と内容）	あらゆる暴力行為を根絶し平和で住みよいまちづくりを実現するため、暴力追放会津若松市民会議に負担金を交付し、市民会議の事業を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和６年度 （予算）	令和７年度 （見込み）
			事業費	50	50
			所要一般財源	50	50
			概算人件費	1,478	1,478
	これまでの取組状況（主な取組と成果）	・暴力追放都市宣言（平成14年11月22日） ・会津若松市暴力団排除条例施行（平成24年７月１日） ・暴力団事務所は、平成18年10月に東山温泉街、平成21年１月に一箕地区、平成22年５月に門田地区が撤去され、現在、市内には存在していない。 ・平成４年度より毎年、暴力追放市民大会を開催。(県民大会は４年毎に本市で開催) ・令和５年中の会津若松警察署管内における暴力団員の犯罪検挙数(５件(前年比-３件))			
	事業の検証（課題認識/今後の方針・改善点）	・現在、市内に暴力団事務所は存在しないが、暴力団員の犯罪は検挙されている。 ・暴力排除意識の普及と高揚を図るため、関係機関・団体等と連携し、市民大会の開催や市政だより・ホームページ等を活用した広報及び啓発活動等を展開していく。 ・児童・生徒があらゆる暴力行為の被害に遭わないよう、教育機関と連携し、暴排教育の取組を推進する。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策１　交通・防犯対策の充実

事業名	事業実績	→ 短期成果	→ 中期成果	→ 最終成果
交通安全対策事業（会津若松市交通対策協議会）	交通安全啓発活動の実施	→ 交通安全思想の関心が高まる	→ 交通事故発生件数が減少	→ 市民一人ひとりの交通ルール遵守による交通安全意識の高揚や交通安全の確保が図られる
交通安全推進事業	・交通安全計画の策定 ・交通環境改善要望への対応 ・駐輪場の管理運営 ・市民交通災害共済への加入促進等	→	→	→
交通教育専門員事業	交通安全教室への派遣件数と立しょう件数	→	→	→
交通安全推進事業（安全運転支援装置設置補助金）	補助により高齢運転者の車に後付けした安全運転支援装置の設置が進む	→ ・車の安全運転支援装置の関心が高まる（高齢者、その家族） ・車の安全運転支援装置等が普及する	→ 高齢運転者（65歳以上）の交通事故発生件数が減少	→
その他の事務事業				→

成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R4	R5	R6	R7	R8
交通安全対策事業（会津若松市交通対策協議会）	交通事故発生件数（年間）	136	131	131		
交通安全推進事業						
交通教育専門員事業						
交通安全推進事業（安全運転支援装置設置補助金）	高齢運転者（65歳以上）の交通事故発生件数	49	40	40		

施策２　市民相談・消費者保護の充実

1

事業名	消費者保護		法定／自主	自主
担当部・課	市民部・環境生活課		次年度方針	継続
概要（目的と内容）	消費生活センターを設置し、消費生活相談員が消費生活に関するトラブルの相談に応じる。 自立した消費者としての基礎知識の習得を目指し、消費生活講座や出前講座を実施する。広報や啓発により消費者トラブルの未然防止に努める。	財務内容 単位(千円)	令和６年度（予算）	令和７年度（見込み）
		事業費	8,198	14,428
		所要一般財源	6,257	12,199
		概算人件費	7,635	7,635
これまでの取組状況（主な取組と成果）	平成23年度に消費生活センターを設置し、消費生活相談員の専門的知識の習得に努めるなど、消費生活相談体制の整備及び強化を図ってきた。 消費生活講座や出前講座の実施、また市の広報手段やパンフレット等を活用した消費者トラブル防止の啓発を行い、消費の知識の習得・啓発事業の推進に努めた。 多重債務者対策庁内連絡会議やなりすまし詐欺防止相談窓口研修会を開催し、健康福祉部等や警察と情報交換、相談体制の再確認等を行い連携を強化している。			
事業の検証（課題認識/今後の方針・改善点）	・複雑多様化している相談に対応するため、相談員の専門知識の習得や交渉力の向上を図り、社会のデジタル化に対応した相談業務のＤＸ化の推進に向けて、国が示す令和８年度からの新システム導入に合わせた準備を進めていく。 ・公式SNSを活用した相談情報の提供や社会・環境に配慮したエシカル消費の啓発を進める。また、高齢者等の被害防止を目的とする、消費者安全確保地域協議会を設置し、地域における見守り体制の一層の強化を図っていく。 ・成年年齢引下げによる、複雑・巧妙化しているインターネット契約トラブルを未然に防止するため、学校と連携し啓発を強化していく。			

2

事業名	市民相談（無料法律相談等）		法定／自主	自主
担当部・課	市民部・環境生活課		次年度方針	継続
概要（目的と内容）	○専門相談 市民からの民事に関する相談等に対し、有資格者による無料の専門相談会を定期開催する。 ○一般相談 市民からの行政や民事に関する相談等に対し、職員が直接対応する。	財務内容 単位(千円)	令和６年度（予算）	令和７年度（見込み）
		事業費	660	660
		所要一般財源	660	660
		概算人件費	2,183	2,183
これまでの取組状況（主な取組と成果）	次の専門相談会を各種団体の協力により定期的に開催し、市民の不安解消に努めている。 ○無料法律相談（月１回）○無料登記相談（月１回）○宅地建物相談（奇数月） ○行政書士相談（偶数月）○社会保険労務士相談（奇数月） ○特設人権相談（年５回程度、７会場）○行政相談（年６回、18会場 ）ほか			
事業の検証（課題認識/今後の方針・改善点）	・相談内容は、相続や金銭、不動産など多岐にわたり、相談者数も年々増加していることから、市民相談実施の必要性は高い。また、専門相談については、市民が専門家に相談できる身近な窓口であり、相談機会の充実に向けて、弁護士会や社会福祉協議会等との情報共有及び連携に努めていく。また、市政だよりや市ホームページの充実を図りながら、専門相談を広く周知していくとともに、市民から随時寄せられる問合せに対し、内容に見合った相談窓口の情報を案内・提供していく。			

3

事業名	女性福祉相談室相談業務		法定／自主	自主
担当部・課	健康福祉部・こども家庭課		次年度方針	継続
概要（目的と内容）	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、市福祉事務所内に女性相談員を設置し、要保護女子等の発見に努め、相談に応じ、必要な指導等を行っている。	財務内容 単位(千円)	令和６年度（予算）	令和７年度（見込み）
		事業費	8,122	8,632
		所要一般財源	5,310	5,473
		概算人件費	546	546
これまでの取組状況（主な取組と成果）	・平成23年度より、離婚の増加やＤＶなどの複雑な相談内容にきめ細かに対応するため、女性相談員を２名配置とし、相談体制の充実を図ってきた。 ・相談時間内に来室できない場合は、事前予約により勤務時間外の相談にも対応している。また、専門研修に参加し、相談員の資質向上を図りながら相談体制の充実を図っている。			
事業の検証（課題認識/今後の方針・改善点）	・ＤＶ被害や離婚相談についての「夫婦間の問題」や、家族内のトラブル、子どもの親権等についての「家族の問題」に係る相談の割合が高い傾向にある。 ・相談内容も、ＤＶや離婚、経済問題や住宅問題など、多岐にわたり複雑化しているため、早期かつ適切に対応する必要がある。 ・研修会受講等により、相談員の資質向上を図るとともに、適切な支援策に確実につないでいくために、関係機関とのさらなる情報共有を行う。			

<table>
<tr><td rowspan="5">4</td><td>事業名</td><td colspan="2">人権啓発事業</td><td>法定／自主</td><td>自主</td></tr>
<tr><td>担当部・課</td><td colspan="2">市民部・環境生活課</td><td>次年度方針</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>概要
（目的と内容）</td><td rowspan="4">人権啓発活動により、市民の人権尊重思想の普及・高揚を図る。
人権相談や人権啓発活動を担う若松人権擁護委員協議会に対して負担金を交付することで、その活動を支援し、市民の不安解消や理解促進につなげる。</td><td>財務内容
単位(千円)</td><td>令和６年度
（予算）</td><td>令和７年度
（見込み）</td></tr>
<tr><td>事業費</td><td>407</td><td>410</td></tr>
<tr><td>所要一般財源</td><td>311</td><td>311</td></tr>
<tr><td>概算人件費</td><td>228</td><td>228</td></tr>
<tr><td>これまでの
取組状況
（主な取組と
成果）</td><td colspan="4">人権啓発活動として市立学校３校を毎年選定して取り組む「人権の花」運動等を、県の委託を受けて平成21年度より実施し、市民の人権尊重思想の普及・高揚が図られるよう努めている。
人権相談などを担う若松人権擁護委員協議会に負担金を交付し、その取組を支援している。また、人権相談窓口について、市政だよりや市ホームページを活用して市民に周知を行い、不安解消や理解促進につなげている。</td></tr>
<tr><td>事業の検証
（課題認識/
今後の方針・
改善点）</td><td colspan="4">・人権問題は、不当な差別や偏見等による人権侵害など、複雑多様化しているため、「人権の花」運動の啓発や人権問題に関する市民参加型の事業を、関係団体・庁内関係部局等と連携して継続開催していく。
・人権相談などを担う若松人権擁護委員協議会への負担金交付を継続する等、その取組を引き続き支援し、人権擁護委員と連携を強化することで市民の不安解消や人権問題の解決、理解促進につなげていく。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">5</td><td>事業名</td><td colspan="2">犯罪被害者等支援事業（遺族見舞金支給等）</td><td>法定／自主</td><td>自主</td></tr>
<tr><td>担当部・課</td><td colspan="2">市民部・環境生活課</td><td>次年度方針</td><td>継続</td></tr>
<tr><td>概要
（目的と内容）</td><td rowspan="4">犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族やご遺族が必要とする情報を提供し、関係機関と連携しながら支援を行う。また、犯罪被害者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、遺族見舞金・重傷病見舞金・転居費用助成金を支給する。</td><td>財務内容
単位(千円)</td><td>令和６年度
（予算）</td><td>令和７年度
（見込み）</td></tr>
<tr><td>事業費</td><td>1,366</td><td>1,366</td></tr>
<tr><td>所要一般財源</td><td>652</td><td>652</td></tr>
<tr><td>概算人件費</td><td>379</td><td>379</td></tr>
<tr><td>これまでの
取組状況
（主な取組と
成果）</td><td colspan="4">人権擁護の観点から犯罪被害者等が置かれた状況に理解を深め、県条例に基づき各種支援の充実に向けて取り組んでいる。また、県の県犯罪被害者等見舞金等支給事業補助金交付要綱の制定に伴い、令和５年４月より見舞金等制度を導入した。
また、庁内の連携強化と情報共有のため、犯罪被害者等支援に係る関係課長会議を開催した。</td></tr>
<tr><td>事業の検証
（課題認識/
今後の方針・
改善点）</td><td colspan="4">・犯罪被害者等は直接的な被害だけでなく、経済的な問題や誹謗中傷など、様々な問題を抱えている場合が多いことから、支援窓口を活用し、県・警察等の関係機関とも連携を図り、必要な支援を行っていく。
・また、当該事業の制度内容や見舞金支給について、広く周知を行っていく。
・犯罪被害者支援については、その周囲の方々や市民の理解や配慮が重要であり、市政だよりや市公式SNS等による情報発信、警察との街頭啓発、県等が行う被害者を社会全体で支えるための取組と連携しながら、市民の意識醸成に努めていく。</td></tr>
</table>